

島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 令和11年に開催される第84回国民スポーツ大会本大会及び第29回障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、多様な分野の方から意見を伺い、「島根らしい大会のあり方・方向性」にかかる提言をまとめるため、島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換を行い、知事に提言を行う。

- (1) 大会の意義、理念、目標及び成果
- (2) 県民参加に向けた機運醸成
- (3) 市町村、関係団体等との連携・協力
- (4) 施設整備等に関する考え方
- (5) その他大会開催にあたり、必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、20名程度の委員で組織する。

- 2 委員は、行政、スポーツ、教育、経済、報道、有識者の各分野において、大会の開催に関して知見を有する団体、組織または個人のうちから委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(座長等)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により決定する。
- 3 副座長は委員の中から座長が指名する者とする。
- 4 座長は懇話会を代表し、会議の議事を進行するとともに会務をまとめる。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員の代理または会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するため、環境生活部スポーツ振興課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。